

投資事業分野に関する大統領規程 2021年第10号

唯一神のご加護により、

インドネシア共和国大統領は、

雇用創出に関する法律 2020年第11号第77条及び第185条bの規定を実施するために、投資事業分野に関する大統領規程を定める必要があることを考慮し、

1. インドネシア共和国 1945年憲法第4条(1)項
 2. 投資に関する法律 2007年第25号(官報 2007年 67号、官報追記 4724号)
 3. 雇用創出に関する法律 2020年第11号(官報 2020年 245号、官報追記 6573号)
- を鑑み、

以下を決定した：

投資事業分野に関する大統領規程を定める。

第1条

本大統領規程において：

1. 事業分野とは、経済セクターにおいて物品又は役務の生産を行うためのあらゆる形態の事業活動のことである。
2. 投資とは、国内投資家であるか外国投資家であるかを問わず、インドネシア共和国領域において事業活動を行うためのあらゆる形態の投資活動のことである。
3. 中央政府とは、1945年憲法に規定の副大統領及び大臣の補佐を受けてインドネシア共和国の政権を掌握するインドネシア共和国大統領のことである。
4. 協同組合とは、協同組合に関する法律 1992年第25号及びその改正である雇用創出に関する法律 2020年第11号に規定の協同組合のことである。
5. 中小零細企業とは、中小零細企業に関する法律 2008年第20号及びその改正である雇用創出に関する法律 2020年第11号に規定の中小零細企業のことであり、以後 **UMKM** と略称する。
6. 投資家とは、投資を行う個人又は事業体のことであり、国内投資家又は外国投資家の形で可能。
7. 大企業とは、中小零細企業に関する法律 2008年第20号及びその改正である雇用創出に関する法律 2020年第11号に規定の事業規模のことである。
8. インドネシア標準産業分類とは、事業分野に基づき、物品であるか役務であるかを問

わず製品/アウトプットを生み出すインドネシアの経済活動の分類のことであり、基準のレファレンス及び調整、統合及び統計実施の同期化ツールとして利用される。

第2条

- (1) 下記の事業分野を除き、全ての事業分野は、投資活動に開放されている：
 - a 投資向けに閉鎖とされているもの、又は
 - b 中央政府に限り実施可能な活動
- (2) (1)項 a に規定の投資向けに閉鎖とされている事業分野とは、投資に関する法律 2007 年第 25 号及びその改正である雇用創出に関する法律 2020 年第 11 号の第 12 条に記載の事業分野にある通り、事業ができない事業分野のことである。
- (3) (1)項 b に規定の中央政府に限り実施可能な活動向けの事業分野とは、サービスの性質を有する又は戦略的及び他者による実施若しくは協力ができない防衛及び治安の枠組みにおける活動のことである。

第3条

- (1) 第2条(1)項に規定の開放されている事業分野は下記から構成される：
 - a 優先事業分野
 - b 協同組合及び UMKM に割り当てられている又は協同組合及び中小零細企業とのパートナーシップに基づく事業分野
 - c 特定の条件に基づく事業分野、及び
 - d a,b,c に含まれない事業分野
- (2) (1)項 d に規定の事業分野は、すべての投資家による事業が可能。

第4条

- (1) 第3条(1)項 a に規定の優先事業分野とは、下記の規準を満たす事業分野のことである：
 - a 国家戦略プログラム/プロジェクト
 - b 資本集約
 - c 労働集約
 - d ハイテクノロジー
 - e パイオニア産業
 - f 輸出指向、及び/又は
 - g 研究、開発及びイノベーション活動指向
- (2) 事業分野、インドネシア標準産業分類、製品スコープ及び条件の詳細を記述した(1)項

に規定の規準を満たす優先事業分野リストは、本大統領規程と切り離すことのできな
い一部である添付書類 I に記載の通り。

- (3) (2)項に規定のインドネシア標準産業分類に 1 を超える事業活動が含まれている場合、
添付書類 I の条件に関する規定は、その事業分野欄に記載の事業分野に限り有効。
- (4) (2)項に規定の優先事業分野リストに記載されている事業分野に投資を行う投資家には
下記が供与される：
 - a 財政的インセンティブ、及び/又は
 - b 非財政的インセンティブ
- (5) (4)項 a に規定の財政的インセンティブは下記から構成される：
 - a 下記を含む税務インセンティブ：
 - 1. 特定事業分野及び/又は特定地域における投資向けの所得税(タックスアロー
ワンス)
 - 2. 法人税減税(タックスホリデー)、又は
 - 3. 下記を含む、投資の枠組みにおける法人所得税減税並びに純所得控除便宜及
び特定の活動の枠組みにおける粗所得控除（投資アローワンス）：
 - a) 労働集約産業である特定事業分野の新規投資又は拡張にかかる純所得の
控除、及び/又は
 - b) 特定のコンピテンシーベースの人材育成及び開発の枠組みにおける職場
実習、インターン及び/又は学習活動実施にかかる粗所得控除、及び/又は
 - b 投資の枠組みにおける建設又は産業開発のための機械及び物品・材料輸入にかか
る関税免税の形での関税インセンティブ
- (6) (4)項 b に規定の非財政的インセンティブには、事業許認可便宜、関連インフラの確保、
エネルギー確保保証、原材料確保保証、入国管理、労働及びその他法規に基づく便宜
を含む。
- (7) 財政的インセンティブ及び非財政的インセンティブの供与は法規に基づき実施される。

第 5 条

- (1) 第 3 条(1)項 b に規定の協同組合及び UMKM に割り当てられている又は協同組合及び
中小零細企業とのパートナーシップに基づく事業分野とは：
 - a 協同組合及び UMKM に割り当てられている事業分野、及び
 - b 協同組合及び UMKM とのパートナーシップにより大企業に開放されている事業
分野
- (2) (1)項 a に規定の協同組合及び UMKM に割り当てられている事業分野は下記の規準に
基づき定められる：
 - a テクノロジーを利用しない又は簡素なテクノロジーを利用する事業活動

- b プロセスに特殊性を有している、労働集約型及び特殊並びに代々受け継がれた文化遺産を有している事業活動、及び/又は
 - c 土地と建物以外の事業資本が100億ルピアを超えない
- (3) (1)項 b に規定の協同組合及びUMKM とのパートナーシップにより大企業に開放されている事業分野は下記の規準に基づき定められる：
- a 協同組合及びUMKM が多く従事している事業分野、及び/又は
 - b 大企業のサプライチェーンへの組み込みが促進される事業分野
- (4) 事業分野、インドネシア標準産業分類、協同組合及びUMKM への割り当て、パートナーシップ及びセクターの詳細を記述した(1)項に規定の協同組合及びUMKM に割り当てられている又は同組合及びUMKM とのパートナーシップによる事業分野リストは、本大統領規程と切り離すことのできない一部である添付書類 II に記載の通り。
- (5) (4)項に規定のインドネシア標準産業分類に1を超える事業分野が含まれる場合、添付書類 II に規定の割り当て及びパートナーシップに関する規定は、その事業分野欄に記載の事業分野に限り有効。
- (6) (2)項に規定の規準に基づく事業分野に従事し、大企業規模に達している協同組合及びUMKM は、法規に基づき当該事業活動の継続が可能。
- (7) (6)項に規定の協同組合及びUMKM は、割り当てられた事業分野におけるその他の協同組合及びUMKM とのパートナーシップ方式を適用する義務を負う。

第6条

- (1) 第3条(1)項 c に規定の特定の条件に基づく事業分野とは、下記の条件を満たした、協同組合及びUMKM を含むすべての投資家が従事可能な事業分野のことである：
- a 国内投資家向けの投資条件
 - b 外国資本保有制限による投資条件、又は
 - c 特別な許認可による投資条件
- (2) 事業分野、インドネシア標準産業分類及び条件の詳細を記述した(1)項に規定の特定の条件に基づく事業分野リストは、本大統領規程と切り離すことのできない一部である添付書類 III に記載の通り。
- (3) (2)項に規定のインドネシア標準産業分類に1を超える事業分野が含まれる場合、添付書類 III に規定の条件に関する規定は、その事業分野欄に記載の事業分野に限り有効。
- (4) (1)項 b に規定の外国資本保有制限による投資条件は、下記には適用されない：
- a 本大統領規程法制化前に事業許認可に記載の通り特定事業分野においてすでに承認を受けている投資、ただし本大統領規程が投資に有利である場合にはこの限りではない、又は
 - b インドネシアと投資家の出身国との条約に基づく特権を受けている投資家、ただ

し本大統領規程で定めている同じ事業分野の規定が投資家に有利である場合にはこの限りではない

- (5) (1)項 b に規定の事業分野に含まれ、同じ事業分野において吸収合併、買収又は新設合併の結果として外国資本保有の変更が生じる会社には、下記の規定が有効：
- a 存続会社における外国資本保有限度は、存続会社の事業許認可に記載の通り
 - b 買収される会社の外国資本保有限度は、買収される会社の事業許認可に記載の通り、又は
 - c 新設合併の結果としての新会社の外国資本保有限度は、その新設合併の結果としての会社設立時点における法規に基づく。

第7条

- (1) 外国投資家は、土地と建物を除く投資額が 100 億ルピア超の大企業の事業活動に限り実施が可能。
- (2) 外国投資家は、法律で別の定めがある場合を除き、インドネシアの法律に基づく株式会社の形態により、インドネシア共和国領域に所在することが義務付けられる。

第8条

- (1) 第3条(1)項 c の規定は、経済特区で実施される投資活動には適用されない。
- (2) テクノロジーベースのパイオニア事業分野の経済特区の外国投資は、資金、インフラ、メンターネットワーク、技術移転及び市場アクセスに限らず、テクノロジーベースのパイオニア事業のエコシステム強化を促進する枠組みにおいて、土地と建物を除く投資額が 100 億ルピア以下での投資の実施が可能。

第9条

第3条(1)項 b 及び c の規定は、国内の資本市場を通じて取引される間接投資活動/ポートフォリオには適用されない。

第10条

添付書類 I に記載されていない事業分野は、当該事業分野に関連する法規ですでに定めがある限り、財政的インセンティブ及び/又は非財政的インセンティブの供与が可能。

第11条

- (1) 事業許認可及び投資実施の枠組みにおける活動の実施は、法規に基づき各事業分野の規範、基準、手続き及び規準に基づき実施される。
- (2) 金融及び銀行分野の投資の枠組みにおける事業許認可及び活動の実施は、各分野の法規に基づき実施される。

第12条

- (1) 中央政府は、投資エコシステム並びに事業活動の強化及び雇用創出の加速化の枠組みにおける投資事業分野実施の評価を行う。
- (2) (1)項に規定の評価は、本大統領規程の添付書類 I、II 及び III に記載の事業分野の評価も含まれる。
- (3) (1)項に規定の評価は、経済分野の行政を実施する上での省の業務の調整、同期化及び管理を管轄する大臣が調整を行う。

第13条

本大統領規程発効時点において、投資事業分野について規制するすべての法規は、本大統領規程の規定に反しない限り、引き続き有効。

第14条

本大統領規程発効時点において：

- a 投資分野において閉鎖されている事業分野及び条件付きで開放されている事業分野の規準及び策定条件に関する大統領規程 2007 年第 76 号、及び
 - b 投資分野において閉鎖されている事業分野及び条件付きで開放されている事業分野リストに関する大統領規程 2016 年第 44 号(官報 2016 年 97 号)
- は取り消し無効となる。

第15条

本大統領規程は、法制化の日から 30 日後に発効となる。

全ての人に知らしめるため、本大統領規程の法制化のインドネシア共和国官報への記載を命じる。

2021年2月2日、ジャカルタにて制定
インドネシア共和国大統領
ジョコ・ウィドド

2021年2月2日、ジャカルタにて法制化
インドネシア共和国法務人権大臣
ヤソナ・H・ラオリ

インドネシア共和国官報 2021年 61号

写しは原本の通り、
インドネシア共和国国家官房省
法規・法務行政局長
ディディア・シルバンナ・ジャマン

本資料は、大統領規定（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したのですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。